

三 里 第 33号
平成30年7月24日

小野区青野台隣保長 [REDACTED] 様
小野区栗田四隣保長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



小野青野台地区における太陽光発電施設の建設に関する要望書について（回答）

平素は市政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年7月10日付け要望書につきまして、下記のとおり回答します。

記

兵庫県では、太陽光発電施設等が景観、生態系、居住環境等に及ぼす影響に鑑み、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を平成29年7月に施行し、同条例において、三田市では事業区域の面積が1,000㎡以上の場合、工事着手の60日前までに事業計画の届出が必要となっております。

現在、太陽光発電施設等を計画している事業者と届出の内容について、条例に規定されています地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する施設基準に基づいて、事前協議を行っているところであります。

要望書にある土砂災害の懸念や景観が損なわれることにつきましては、施設基準に基づいて、太陽光発電施設等を設置する流域の地表水等を有効に排出できる施設の設置や土砂が流出しないようにする防災上の措置、また太陽光発電施設等が周辺の住宅地や道路から見えにくくするような景観上有効な遮蔽措置が行われるよう適切に指導してまいります。

なお、条例は事業者（土地所有者）の土地利用そのものを制限できるものではありませんが、事業者に対し近隣関係者と十分な協議を行うよう指導してまいります。

【お問い合わせ】

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号
三田市 里山のまちづくり課 担当 村本
Tel : 079-559-5226 Fax : 079-562-3555
Email : satoyama_machi@city.sanda.lg.jp